

## 公益事業・収益事業の認可にあたって

公益事業・収益事業を新たに実施する際は、定款変更の申請が必要となります。

県が認可について審査する際、下記の点を確認することとなります。

どちらの事業に位置付けるかについては、事業内容や体制などを考慮しつつ、十分な検討を行った上で申請をしてください。

### 1. 「公益事業」とする場合

- (1) 新規事業が、法人が実施する既存事業と類を同じくするものであり、公益事業（主たる事業である社会福祉事業の従たる事業として）で行うことにより、制度内、制度外の事業のすみ分けが不明確な場合、利用者が負担額について理解できていない時は、適切なサービスの選択の妨げになる恐れがあるので、どのような対応をとるのかの確認。
- (2) 制度内・制度外の事業が混在することで、公費の請求に影響がないか（全体が制度外とみなされ、請求が認められなくなるなど）の確認。

### 2. 「収益事業」とする場合

- (1) 収益事業は、「法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為で、社会通念上事業と認められる程度のものであること」とされており、**新規事業が、継続的に収益を得ることができる(赤字が出ない)事業となっているかが、審査する上で一番のポイントとなる。**  
この点を踏まえ、「計画性」については、資源調査（許諾地域におけるニーズ調査や担い手となる人材の潜在調査など）に基づき、実現性の高い収支計画が作成されているかの確認。
- (2) 「社会福祉事業と収益事業とが同一設備を使用して行うこと」は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるため認められない（「社会福祉法人の認可について 別紙 社会福祉法人審査要領（平成12年12月1日）」より）。新規事業は、法人が社会福祉事業を行う拠点とは別拠点とし、設備も別に整備して実施するものであるかの確認。